

## 飼料安全対策の推進（継続）

50（53）百万円

2,345（2,513）百万円の内数

### 対策のポイント

飼料が安全に生産されるよう、各ポイントにおける手順書等の策定及び飼料の地域段階での安全性の確保のための取組を進めます。

#### （ガイドラインに基づく手順書等の策定）

飼料への有害物質の混入防止を図るため、ガイドラインを制定することとしており、そのガイドラインに基づき輸入業者等が定める各ポイントにおける手順書を作成することで飼料等の安全確保を図ります。

#### （飼料安全法令等の遵守に関する対応）

都道府県が行う飼料安全法令の遵守に必要な地区講習会、巡回指導、立入検査等の普及、監視及び指導対策を支援します。

### 政策目標

飼料の安全性を確保するため飼料への有害物質混入を防止するとともに、飼料安全法令等の遵守対策を支援。

#### <内容>

#### 1. 事業内容

##### （1）飼料への有害物質混入防止の検討

飼料への有害物質の混入防止を図るため、飼料の輸入・製造段階等の各ポイントにおける手順書（SOP）等の策定のための検討会の開催等、具体的な有害物質の混入防止対策の検討を行います。

畜産安全対策事業における流通飼料対策事業費補助金 50（53）百万円

##### （2）飼料安全法令等に関する普及等の推進

関係機関が連携した指導体制の整備、飼料安全法令等の普及、監視及び指導の推進、飼料の安全性監視のための調査分析の実施のための支援を行います。

食の安全・安心確保交付金 2,345（2,513）百万円の内数

2. 事業実施主体 (1) 民間団体等 (2) 都道府県

3. 補助（交付）率 (1) 定額 (2) 定額（1/2以内）

4. 事業実施期間 (1) 平成12年度～20年度  
(2) 平成17年度～21年度

【担当課：消費・安全局 畜水産安全管理課 (03)3502-8206（直通）】

## 産業動物診療獣医師の確保対策（組替）

34（6）百万円  
2,345（2,513）百万円の内数

### 対策のポイント

獣医系学生や臨床獣医師に対する研修等により、産業動物診療獣医師の育成、確保等の支援を行うとともに、協議会の設置により、無獣医地域等における産業動物獣医療提供体制の整備を支援します。

#### （獣医師育成・確保支援対策）

産業動物診療分野への獣医師の新規参入を促進し、生産者の求める獣医師の育成を行うとともに、適正な獣医師数を確保し、消費者に信頼される畜産物の提供を促進します。

#### （地域における産業動物獣医療提供体制の整備）

地域における獣医師の減少や高齢化、畜産農家の偏在化による診療効率の低下等に対応するため、産業動物獣医療提供体制の整備を支援します。

### 政策目標

産業動物診療獣医師の就業誘導及び生産者・消費者の需要に見合った獣医師の育成を行うとともに、安全かつ適切な獣医療の提供の確保を通じ、畜産物等の安全性を確保します。

## <内容>

### 1. 事業内容

#### （1）就業体験等支援

獣医学を専攻する学生を対象に、産業動物診療の現場に同行した就業体験の実施及びシンポジウムやイベント等を開催します。

畜産安全対策事業における獣医師育成・確保等支援対策事業費補助金 29（0）百万円

#### （2）産業動物管理獣医師育成支援

臨床獣医師を対象に、農家の経営を見据えた生産管理の知識と実践的な技能を身につけるセミナー、管理獣医師の指導現場に同行した臨床研修を開催します。

畜産安全対策事業における獣医師育成・確保等支援対策事業費補助金 5（0）百万円

#### （3）地域獣医療提供取組支援事業

家畜保健衛生所、開業獣医師、生産者団体等で組織する協議会を設置し、業務連携に係る役割分担を明確化、地域単位で夜間・休日診療の体制の整備、定期パトロール及び現役を退いた者等の「獣医師バンク」の設立等を実施します。

食の安全・安心確保交付金 2,345（2,513）百万円の内数

2. 事業実施主体 (1)～(2) 民間団体等 (3) 都道府県

3. 補助（交付）率 (1)～(2) 定額 (3) 定額（1/2以内）

4. 事業実施期間 (1)～(2) 平成12年度～平成22年度  
(3) 平成20年度～平成21年度

【担当課：消費・安全局畜水産安全管理課 (03) 3501-4094（直通）】